

16—01 P U D T

ひな形、見本又は証拠物件の返還手続

審判事件（拒絶査定不服審判を除く）、判定事件、特許（商標登録）異議申立事件及びこれらの再審事件に提出された「ひな形、見本又は証拠物件」の返還は以下のとおり行う。

1. 返還の手続

ひな形、見本又は証拠物件の返還を受けようとする者（以下、「返還申出人」という。）は、その提出の際に返還の申出をしなければならない（特施規 § 15①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

事件の確定後に返還の手続を行う。なお、事件の確定前は、原則として返還しないが、申出に合理的な理由があり、審理に影響の無い場合は、一時的に返還することができる。

（1）返還の申出があったとき

ア 事件が確定した後に、返還申出人に返還する旨の通知（様式 1）をする。

イ 返還申出人は返還する旨の通知（様式 1）を受けた日から 30 日以内に、受取の手続をしなければならない（特施規 § 15②、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。手続をしないときは、特許庁で一定期間保管後、処分することができる。（→ 1.（2）ア. イ.）

ウ 返還申出人は、以下の受領方法を申し出る。

① 特許庁において受領する方法（あらかじめ日時を定めて返還を行う）。

② 郵便等により特許庁以外で受領する方法。

なお、ひな形、見本又は証拠物件が著しく大型であり、その梱包及び運搬のために特殊な取扱いが必要である場合等で、郵便等として取り扱うことが困難なときは、返還申出人に運送業者の手配をさせ、特許庁職員の立会いの上で、当該運送業者が梱包及び搬出を行う。

エ 返還申出人は、ひな形、見本又は証拠物件の受領後、領収書（様式 2）を

電子メール等で提出する。

(2) 事件の確定までに返還の申出がないとき

事件の確定後、ひな形、見本又は証拠物件を提出した者に返還の要否を確認する。

返還をするときは、上記 1.(1) のとおり行い、返還不要のときは以下のとおりとする。

ア 記録に連続してあるひな形、見本又は証拠物件は、そのままとする。

イ 記録に連続することのできないひな形、見本又は証拠物件は、特許侵害業務室の保管庫に保管し、保管庫の収容能力等を斟酌の上、適宜、処分することができる。

←(改訂 R5.12)

(訂正 R7.3)

様式1（例 請求人宛ての場合）

ひな形・見本・証拠物件返還通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 長 官

審判請求の番号 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇
(特許の番号) (特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号)
請求人 〇〇〇〇 様
代理人弁理士 〇〇〇〇（外〇名） 様

本件審判事件は確定しました。ひな形・見本・証拠物件の返還を希望される場合は本通知を受け取った日から30日以内に以下の受取りの手続をしてください。

受取手続について

1. ひな形・見本・証拠物件を受領する方法を担当書記官に連絡してください。
特許庁で受領する場合は希望日時、特許庁以外で受領する場合はその旨を連絡してください。
(郵送の場合、郵送料分の切手を提出していただきます。)
2. ひな形・見本・証拠物件の受領後に領収書を電子メール等で提出してください。添付した領収書用紙を御利用ください。

※ 審判課第〇担当電子メール 〇〇〇@jpo.go.jp

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第〇担当 〇〇 〇〇

電話 03(3581)1101 内線 △△△△ ファクシミリ ()

様式2（例 請求人特許庁長官宛ての場合）

ひな形・見本・証拠物件 領収受領書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判番号 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

2. 返還申出人

住所 〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇

氏名 〇〇〇〇

3. 代理人

住所 〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇

氏名 弁理士 〇〇〇〇

本事件における下記の物件を領収受領しました。

甲第〇号証〇〇〇〇〇のひな形（見本／証拠物件） 1 個

22—01 P U D T

当事者

1. はじめに

当事者の問題は、広範多岐に及ぶものであるので、審判請求の要件に関する具体的事例については 22—02 に委ね、また共同審判に関するものについては、22—03 で扱うことにし、ここではこれら以外の事項について扱う。なお、特許（商標登録）異議の申立てについても審判請求と同様に扱う。

2. 当事者

当事者とは、法律上、特定の関係またはその原因たる法律要件ないし法律事実等に関与する者であって、審判における当事者は、審判請求人及び被請求人、再審請求人及び被請求人である。

なお、特許法上、参加人は当事者と区別されているが、当事者とほぼ同等の立場にある（→57—00～57—09）。

3. 当事者の確定

- (1) 当事者が何人であるかは、審決を何人にあてるかを知るばかりでなく、審判官の除斥（特 § 139、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、忌避（特 § 141、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、手続の中断又は中止（特 § 22～§ 24、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）などの問題もこれによって決定され、権利能力、手続をする能力、当事者適格なども、その者について判断すべきことがらであるから、審判においてまず明確にしなければならない。
- (2) 当事者の確定は、審判請求書の内容及び査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類を総合的に観察して確定する。

審判請求書には、当事者の表示が要求されているが（特 § 131①、実 § 38①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、そこに記載された当事者の表示だけが唯一の

資料ではなく、審判請求書の全趣旨や査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類などから判断すべきである（→22—02 の 1. ）。

4. 当事者についての審判請求の要件

当事者については、当事者の実在、手続をする能力、当事者適格などの審判請求の要件を具備していることが要求される（→5. ～8. ）。

なお、審判請求の要件は、本案審理の前提要件であって、その不備が発見された以上は、本案の審理に立ち入り、又はこれ続けることは不要となる。

5. 権利能力

権利能力とは、権利の主体となることのできる地位又は資格であって、権利能力を有するのは、自然人と法人である。

外国人については、民法は内外人平等主義を原則（民 § 3②、§ 35②）としているが、特許法においては、日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は特 § 25 一、二、三、（実 § 2 の 5③、意 § 68③、商 § 77③）のいずれか一に該当するとき以外は、権利能力が認められない。

6. 手続をする能力

手続をする能力とは、手続の主体となりうる能力であって、原則として、権利能力（→5. ）を有する者は、手続をする能力を有する。

特許法では、権利能力を有しない社団又は財団であっても、代表者又は管理人の定めがあるものは、出願審査の請求、特許（商標登録）異議の申立て、無効審判の請求など一定の手続に限って手続をする能力を認めている（特 § 6、実 § 2 の 4、意 § 68②、商 § 77②）。

また、未成年者、成年被後見人等（特 § 7①②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）及び在外者（特 § 8①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）については手続をする能力を制限する旨の規定がある（法定代理人、保佐人、特許管理人→23—01、23—06、23—04）。

なお、審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命じることができる（特 § 13①、実 § 2

の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

7. 当事者適格

(1) 当事者適格とは、請求として主張される特定の権利関係に関して、当事者として手続を遂行し、審決を受けるために必要な資格をいい、特別の場合には、破産管財人などについても当事者適格がある。

なお、当事者適格は、特定の権利関係で決められるもので、権利能力や手続をする能力のように特定の事件と関係なく一般的抽象的に定められる資格又は人格的能力とは区別しなければならない。

(2) 審判における当事者適格

ア 査定系審判の請求人

(ア) 拒絶査定不服審判を請求できる者

拒絶をすべき旨の査定を受けた者（承継人を含む）である（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①）。

(イ) 補正却下決定不服審判を請求できる者

—補正の却下を受けた者（承継人を含む）である（意 § 47①、商 § 45①）。

イ 当事者系審判等の請求人

~~イ~~

(ア) 当事者系審判の請求人（訂正審判を請求できる者を除く。）

特許無効審判（特 § 123②）及び商標登録無効審判（商 § 46②）は利害関係が要求されるが（→31—00～31—02）、実用新案登録無効審判（実 § 37②）、意匠登録無効審判（意 § 48②）、商標登録取消審判（商 § 50、§ 51、§ 52 の 2、§ 53）は何人も請求することができる。ただし、権利帰属に係る無効理由についての特許、実用新案及び意匠登録の無効審判の請求人は、特許、実用新案及び意匠登録を受ける権利を有する者に限られ（特 § 123②ただし書、実 § 37②ただし書、意 § 48②ただし書）、また、代理人（代表者）の無断登録による商標登録取消審判の請求人は、無断登録された商標に関する権利を有する者に限られる（商 § 53 の 2）。

~~(ア)~~(イ) 訂正審判を請求できる者

訂正審判を請求できる者は、特許権者である（特 § 126①）。

ウ 当事者系審判の被請求人

当事者系審判の被請求人は、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者である。

なお、特許（登録）原簿に登録している権利者が真の権利者ではないとき（例えば、権利者の死亡、合併による会社の消滅、会社分割などの事由により、相続人、合併後の存続会社、分割会社などに権利が承継されているとき）がある。審判請求前に行う請求人による被請求人の住所・氏名の確認作業において、このような事実が判明したときは、真の権利者を調査の上、住所・氏名を特定し、真の権利者を被請求人として審判を請求しなければならない。

8. 当事者に関する審理

当事者に関する審理は、請求の当否に関する本案審理に先立って行われる審理であって、当事者に関しての要件の不備が認められたときには、以下のとおり扱う。

(1) 当事者の表示が方式に違反しているとき

当事者の表示が方式（特 § 131①、実 § 38①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）に違反しているとき（→9.）には、審判長は、請求人に対し、相当の期間を指定して補正を命じ（特 § 133①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、その応答を待って処理する。

指定期間内に請求人が補正しないときには、決定をもって、その請求書を却下（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する。

(2) 当事者に関しての審判請求の要件を具備していないとき

(3) 一旦係属した審判事件において当事者に関しての審判請求の要件（→4.）を具備していない事件については、補正によって、その不備が是正されるときと是正の見込みのないときがあり、以下のとおり扱う。

ア 補正によって、不備が是正されるとき

審判長は請求人に対し、相当の期間を指定して審尋（特 § 134④、実 § 39④、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）又は補正命令（特 § 133①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）を行う。

(ア) 補正等によって、不備が是正されたときには審理を進める。

(イ) 指定期間内に不備が補正されないとき又は提出した補正が認められないときには、決定をもって請求書を却下（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する。

イ 補正によって、是正の見込みのないとき

当事者の変更など補正によって是正の見込みのないときには、審尋又は補正命令を行うことなく、不適法な審判の請求として審決をもって却下（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する。

9. 当事者に関する審判請求の要件を具備していないときの補正のできる例

(1) 査定系審判における請求人

ア 請求書の請求人の表示と請求書に添付した書類の請求人に関する表示からみて出願人と同一人であると認められるとき

イ 請求人と出願人が同一人であると認められないときで、以下の例に該当するもの

(ア) 審判請求書中に、相続その他の一般承継があった事実を適式な手続によらず、簡単に表示しているときには、補正を命じて、その応答を待って処理する。

(イ) 次のときには、そのまま審理を進める。

a 相続、その他の一般承継があった旨の届出が、審決による却下の謄本の送達前にされているとき（特 § 34⑤、意 § 15②、商 § 13②）。

b 審判を請求することができる法定期間内に権利の承継（相続その他の一般承継の場合を除く。）があった旨の届出がされているとき（特 § 34④、意 § 15②、商 § 13②）。

c 審判を請求することができる法定期間内に自発的な補正により正当な請求人となったとき（特 § 121、意 § 46、§ 47、商 § 44、§ 45）。

(2) 当事者系審判における請求人（→利害関係（→31—00～31—02））

訂正審判における請求人については(3)アの被請求人についてと同様に扱う。

(3) 当事者系審判における被請求人

ア 請求書の被請求人の表示と特許（登録）原簿の権利者の表示からみて同一

人であると認められるとき。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→22—04）。

イ 被請求人と権利者が同一人であると認められないときで、次の例に該当するもの。

審判請求時に極めて近い時期に権利者の名義が変更されているときのように請求人の責に帰すことができない理由により被請求人が相違していることが想定されるときには審尋を行い、その応答を待つて処理する。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→22—04）。

(4) 手続をする能力の欠陥

手続をする能力の欠けた者がした手続であっても追認（特 § 16、実 § 2 の 5 ②、意 § 68②、商 § 77②）又は補正ができる場合があるので、審尋（特 § 134 ④）又は補正命令（特 § 17③、§ 133②、実 § 41、意 § 52、§ 68②、商 § 56①、§ 68④、§ 77②）を行い、その応答を待つて処理する。

(5) 当事者の死亡又は消滅

事件が一旦係属した後に当事者が死亡又は合併によって消滅したときは事件は中断するが、その承継人があれば、これが当事者となって事件を承継することになるので受継手続を待つて処理する（特 § 21～§ 24、§ 34⑤、実 § 2 の 5②、§ 11②、意 § 15②、§ 68②、商 § 13②、§ 77②、受継→26—02～26—05）。

ただし、委任による代理人がいるときには中断を生じないので受継を必要としない（特 § 11、§ 24〈民訴 § 124②〉、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（→26—04）。

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議申立人の地位は承継できないので、受継のための手続は不要である。取消理由を通知した後であれば、そのまま審理し、決定をするが、取消理由を通知する前のときには、当該特許（商標登録）異議の申立てを、不適法なものとして却下する。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 3）

25—01 P U D T

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間は本節(25—01)に記載したとおりである。本節(25—01)が適用されない以下の事件については、それぞれ参照先の節を参照されたい。

なお、査定系審判及び商標登録異議の確定審決に対する再審についても同様とする。

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判における指定期間（→25—01.2）

特許異議の申立てにおける指定期間（→25—01.4）

指定期間の延長（→25—04）

I 原則

指定期間については、原則として以下のとおり取り扱う（商標登録異議申立事件についても同様）。

ただし、請求人と合意したとき等は、指定期間は以下とは異なる期間が指定されることがある。

1. 手続をする者が国内居住者（在内地者）の場合

(1) 法律及び省令の規定により特許庁長官又は審判長が指定する期間（指定期間）は、以下を除き、特許に関しては60日、意匠、商標に関しては40日、~~実用新案に関しては30日~~とする。

(2) ~~手続の補正命令又は却下理由通知及び弁明書提出~~（特§17③、~~実§2の2③、意§68②、商§77②、特§18の2②、実§2の5②、意§68②、商§77②、特§133①、②、§133の2②、これらの規定を準用する規定（特§174②、実§41、意§52、§58②、③、§68②、商§43の1415①、§56①、§60の2①、§62①、②、§68④、⑤、§77②）~~に対する手続の補正又は弁明書の提出のための指定期間は、30日とする。

(3) 審尋（特§134④、~~特§134④を準用する規定（特§174②、意§52、§58②、~~

~~③、~~商 § 43 の 15①、§ 56①、~~§ 68④、特 § 174②、意 § 58②、③、商 § 62①、~~
②、§ 68~~④、~~⑤) に対する回答書の提出を求められた者が提出する実験成績証
明書又は特殊なひな形若しくは見本の提出期間については、それぞれの場合を
考慮して、(1)に定める期間と異なる期間を指定することができる。

(4) 郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付
印が不明瞭なため、期間内に差し出されたものであるか否かが不明であるため
書留郵便物受領書、特定記録郵便物受領証等の提出を求める(特 § 134④、§ 174
②、~~§ 194④~~) ときの指定期間は 10 日とする。

(5) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって
(1)及び(2)に定める期間内に手続をすることができないと認めるときは、(1)
及び(2)に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認める
ことができる。

~~(6) 遠隔又は交通不便の地にある者のための延長 (特 § 45、特 § 5 を準用する意~~
§ 68①、商 § 77①、~~意 § 17 の 4、商 § 17 の 2②)~~ は、手続をする者又はその代
理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、15 日とする。~~ただし、拒絶査定~~
~~不服審判の請求期間 (特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①)、補正却下決定不服審~~
~~判の請求期間 (意 § 47①、商 § 45①) は延長しない。~~

~~(6) なお、審査における補正却下後の新出願の期間 (意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2~~
~~①) は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間 (意 § 50①、商~~
~~§ 55 の 2①) は延長できる (意 § 17 の 4②、商 § 17 の 2②)。~~

2. 手続をする者が在外者である場合

(1) 以下に掲げる書類その他の物件の提出についての指定期間は、特許、意匠、
商標に関しては 3 か月、~~実用新案に関しては 60 日~~とする。ただし、代理人だ
けでこれらの物件を作成することができると認めるときは、1. の(1)に規定す
る期間とする。

ア 意見書~~(特 § 48 の 7 に規定するものを除く。)~~

~~イ 答弁書 (裁定の場合に限る。)~~

~~ウイ~~ 協議~~命~~指令 (特 § 39⑥、意 § 9④、商 § 8④) に応答する書面届出書

~~エウ~~ 上記 1. (3) の期間物件

本エ 手続補正書（特 § 17③、~~実 § 2 の 2③~~及び特 § 133①、②及びこれらを準用する規定（特 174②、意 § 52、§ 58②、③、§ 68②、商 § 43 の 15①、§ 56①、§ 60 の 2①、§ 62①、②、§ 68④、⑤、§ 77②）に掲げるときに係るにより）
手続の補正を命じられた者~~の~~が提出する手続補正書を除く。）

(2) 上記 1. (2) の手続の補正、弁明書の提出のための指定期間は、30 日とする。

(3) (1) の各号に定める物件以外の物件の提出についての指定期間は、1. の(1)に規定する期間とする。

(4) 1. の(3)から(5)までの規定は、在外者が手続をするときに準用する。

~~(5) 遠隔又は交通不便の地にある者のための延長（特 § 4、意 § 68①、商 § 77①）、意 § 17 の 4（商 § 17 の 2②）は、60 日とする。ただし、特許の拒絶査定不服審判の請求期間（特 § 121①（存続期間の延長登録出願の拒絶査定不服審判についての期間を除く）は、1 月延長し、意匠及び商標の拒絶査定不服審判の請求期間（意 § 46①、商 § 44①）補正却下決定不服審判の請求期間（意 § 47①、商 § 45①）は延長しない。~~

~~なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意 § 50①、商 § 55 の 2①）は延長できる（意 § 17 の 4②、商 § 17 の 2②）。~~

Ⅱ 判定の指定期間

1. 判定についての意見書の提出、答弁書の提出及び弁駁書の提出のための指定期間（各法共通）は、手続をする者が国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 60 日（請求による延長はしない）とする。

2. 在外者の手続の補正及び弁明書の提出については、30 日（上記 I 2. (2) に記載された期間）とする。

（→ 期間一般について、方式審査便覧（04. 期間））

別 表

東 京 都	伊豆諸島・小笠原諸島
-------	------------

石 川 県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖 縄 県	沖縄本島を除く周辺諸島
北 海 道	北海道周辺諸島

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 3）

25—01.1 P U D T

主要期間一覧（１）（査定系審判、商標登録異議、判定）

（特許関係（無効・訂正審判を除く））

手 続	根 拠 条 文 (準 用 ・ 類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
明細書・特許請求の範囲・ 図面の補正	17 の 2-2	出願日	特許査定謄本到達日（拒絶理由通知を受けた 後を除く。）		
	17 の 2-2 ①四	拒絶査定不服審判の請求と同時	—	—	
要約書の補正	17 の 3-3	出願日又は優先日	1 年 3 月	1 年 3 月	
新規性例外適用出願	30①、②	喪失該当に至った日	1 年	1 年	
同上証明書の提出	30③	出願日	30 日	30 日	
優先権主張を伴う出願	43①、43 の 2-2 ①、② パリ条約 4 条 C (1)	第 1 国出願日	特 12 月 意→特 6 月	特 12 月 意→特 6 月	
優先権証明書の提出	43②、43 の 2-2 ③	優先日	1 年 4 月	1 年 4 月	
	44③、46⑤	優先日	1 年 4 月又は新たな出願の日から 3 月のいづ れか遅い日 *		分割・変更 出願の場合
国内優先権主張を伴う出願	41①	先の出願日	1 年	1 年	
外国語書面出願に係る翻訳 文	36 の 2-2 ②	出願日又は優先日	1 年 2 月 ☆	1 年 2 月 ☆	
出願変更（実→特）	46①	出願日	実願の係属中ただし出願の日から 3 年		
出願変更（意→特）	46②	イ. 意願出願日	3 年	3 年	最初の査定
		ロ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	
特許料の納付	108①	査定又は審決の謄本の送達日	30 日（求 30 日）	30 日（求 30 日）	
拒絶査定不服審判の請求	121①	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月（職 1 月）◇	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
明細書・特許請求の範囲・ 図面の補正	17 の 2-2 ①一、三	拒絶理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※（求 1 月）	3 月（求 3 月）	
	17 の 2 ①二	特 48 の 7 の通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	60 日	
命令による方式補正	17③、133①—、②、 71③、174②	指令書の発送日	30 日	30 日	

弁明書の提出	18の 22 ②、133の 22 ②、71③、174②	却下理由通知の発送日	30日	30日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令書の発送日	60日又は75日※	3月	
意見書の提出（意見の申立て）	50、 67の4、71③、150⑤ 、159②、163②、174②	拒絶理由通知の発送日 審理結果の通知の発送日 証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	
	48の7 150⑤、153②、174②	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日 特48の7の通知の発送日	60日又は75日※ 30日又は45日※ ただし、拒絶理由通知と同時は60日又は75日※	3月# 60日 ただし、拒絶理由通知と同時は3月	
判定における意見書の提出	71③、 <u>150⑤</u> 、 <u>153②</u>	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30日	60日	
判定における答弁書の提出	71③、 <u>134①</u> 、 <u>規40、規47の2①</u>	<u>答弁指令判定請求書の副本</u> の発送日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	<u>規40、規47の33①</u>	弁駁指令書の発送日	30日	60日	
審尋書に対する回答書	134④、174②	審尋書の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	異なる期間指定可能
	71③	審尋書の発送日（判定）	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	71③、134④、174②、 194④	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. （職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間

注3. #は理由により代理人だけで意見書を作成できると認めるときは60日（審判便覧25-01 I 2. (1) 参照）

注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」

注5. ☆は分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から1年以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内

注6. ◇は延長登録出願に係る拒絶査定不服審判の場合は、職権による請求期間の延長は行わない。

(意匠・商標関係(無効・取消審判を除く))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
補正	意 60 の 24、商 68 の 40①、 商附 24		審査、登録異議の申立てについての審理、 審判又は再審に係属している間		
	商 68 の 40②		商標の設定登録料の納付と同時(商標登録 出願に係る区分の数を減ずる補正)		
新規性例外適用出願	意 44 ①、②	喪失該当に至った日	1 年	1 年	
同上証明書の提出	意 44 ③	出願日	30 日	30 日	
出願時の特例適用出願	商 99 ①	博覧会等に出品又は出展した日	6 月	6 月	
同上証明書の提出	商 99 ②	出願日	30 日	30 日	
優先権主張を伴う出願	意 15①、商 13①、商 68①、 パリ条約 4 C、E 1	第 1 出願日	意・商 6 月 特・実→意 6 月	意・商 6 月 特・実→意 6 月	
優先権証明書の提出	意 15①、商 13①、商 68①	国内出願の日(擬制不適用)	3 月	3 月	
出願変更(特→意)	意 13①	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	最初の査定
出願変更(実→意)	意 13②		実願に係属している間		
補正却下(審査段階)後の新出願	意 17 の 33 ①、商 17 の 22 ①、商 68②	補正却下決定謄本の送達日	3 月	3 月	
補正却下(審判段階)後の新出願	意 50①、商 55 の 22 ①、商 68③	補正却下決定謄本の送達日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
登録料の納付	意 43①、商 41①、商 65 の 88 ①、②	査定又は審決謄本の送達日	30 日(求 30 日)	30 日(求 30 日)	
出願書類等の縦覧	商 18④、商 68③	商標公報発行日	2 月	2 月	
商標登録異議の申立て	商 43 の 22 、68④	商標公報発行日	2 月	2 月	
商標登録異議申立理由等の補正	商 43 の 44 ②、商 68④	異議申立てができる期間の末日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
拒絶査定不服審判の請求	意 46①、商 44①、商 68④、 商附 13、商附 23	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	
補正却下不服審判の請求	意 47①、商 45①、商 68④	補正却下決定謄本の送達日	3 月	3 月	
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商 附 20	審決等の確定後再審の理由を 知った日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
審決等に対する訴え	意 59②、商 63②、商 68⑤、 商附 22②、商附 23	審決等謄本の送達日	30 日(附 15 日)※	30 日(附 90 日)	

(意匠・商標関係（無効・取消審判を除く）)

【指定期間等】					
命令による方式補正	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の <u>1415</u> ①、商 56①、 <u>商 60 の 2①</u> 、商 62①、②、商 68④、 <u>⑤</u> 、商 77 ②、商附 17①、商附 21、商附 23、商附 27②	指令書の発送日	30 日	30 日	
<u>判定における意見書の提出</u>	<u>意 25③、商 28③、商 68③</u>	<u>職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日</u> <u>職権審理結果通知の発送日</u>	<u>30 日</u>	<u>60 日</u>	
判定における答弁書の提出	意 25③、意規 19 <u>④⑤</u> 、商 28 ③、 <u>商 68③、商規 22⑥④</u>	答弁指令書の発送日	30 日	60 日	
判定における弁駁書の提出	意規 19 <u>④⑤</u> 、商規 22 <u>⑥④</u>	弁駁指令書の発送日	30 日	60 日	
<u>拒絶理由通知又は取消理由通知に対する</u> 意見書の提出（意見の申立て）	<u>意 19</u> 、意 50③、意 57①、商 15 の 2、商 15 の 3①、商 43 の 12、商 55 の 2①、商 60 の 2①、②、商 65 の 5、商 68②、④、⑤、商附 7、商附 16 <u>①</u> 、商附 19、商附 23、H8 改正附 12	拒絶理由通知の発送日 取消理由通知の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月） ただし、理由により 40 日	
<u>職権証拠調べ</u> 又は <u>職権証拠保全</u> したときの意見の申立て	意 52、意 58②、 <u>③</u> 、商 43 の 8、商 56①、 <u>商 62①、②</u> 、商 68 ④、 <u>⑤</u> 、商附 17①、商附 21	<u>職権証拠調べ</u> 又は <u>職権証拠保全の結果通知の発送日</u>	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月）	
弁明書の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の <u>1415</u> ①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68 <u>③、④、⑤</u> 、商附 17 ①、商附 21、商附 23、商附 27 ②	却下理由通知の発送日	30 日	30 日	
手続補完書	商 5 の 2②	指令書の発送日	1 月又は 1 月+15 日※	2 月	
命令による受継のための期間	意 68②、商 77②	受継命令の発送日	60 日又は 75 日※	3 月	

審尋書に対する回答書	意 52、意 58②、③、 <u>商 43 の 15①</u> 、商 56①、 <u>商 62①、②、商 68④、⑤</u>	審尋書の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月）	異なる期間 指定可能
	意 25③、商 28③、 <u>商 68③</u>	審尋書の発送日（判定）	30 日	60 日	
書留郵便物受領証等の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、意 68②、商 28③、商 43 の <u>1415</u> ①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68④、商附 17①、商附 23、商附 27②	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注 1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注 2. （職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 3）

25—01.3 P U D T
主要期間一覧（2）（無効・訂正・取消審判）

（特許関係（無効・訂正審判））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5-5 ②	訂正審判請求時	審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）		
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134 の 3-3 (平 15) 134 の 3-3 ①	判決の確定日	1 週間	1 週間	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
訂正請求書の提出	134 の 2-2 <u>2</u>	134①	答弁指令書の発送日 （134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は 134②と同じ）	60 日又は 75 日※ 新実は 30 日又は 45 日※	90 日 新実は 60 日
		164 の 2②	審決の予告の謄本の送達日	60 日又は 75 日※	90 日
		134②	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日
		153②	無効理由通知の発送日		
審決取消しによる再係属の審理開始時における訂正請求の提出	134 の 3-3 (平 15) 134 の 3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5-5 ②	134①	答弁指令書の発送日 （134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は 134②と同じ）	60 日又は 75 日※	90 日
		164 の 2②	審決の予告の謄本の送達日		
		134② 153② 134 の 2-2 ⑤	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日
		134 の 3-3 (平 15) 134 の 3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日

第1回目の法定の答弁書の提出	134①、174③	答弁指令書の発送日	60日又は75日※ 新実は30日又は45日※	90日 新実は60日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134②	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の 2 2①、規50の16	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134①	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
弁駁書の提出	規47の 3 3①、規50の16	弁駁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	153②、134の 2 2⑤、165	無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	150⑤、174③、④	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149②、174③	参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134④、174③、④	審尋書の発送日	15日又は30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	133①、②、174③、④	指令書の発送日			
		イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ハ. 審判請求理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	10日又は25日※ 10日又は25日※ （20日又は35日※） 30日又は45日※ 20日又は35日※	10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	18の2②、133の2②、174③、④	却下理由通知の発送日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2②、規47の4①	同意確認通知の発送日	10日又は25日※	10日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50③ただし書、規50の 8 8①、規58の2①ただし書、規58の17③、規60①など	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134④、174③、④	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. （職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間

(意匠・商標関係(無効・取消審判))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商附 20	審決等の確定後再審の理由を知った日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
審決に対する訴え	意 59、商 63、商 68⑤、商附 22②	審決等の謄本の送達日	30 日(附 15 日)※	30 日(附 90 日)	
【指定期間等】					
第 1 回目の法定の答弁書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	40 日又は 55 日※	70 日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第 2 回目以降の法定の答弁書の提出	意 52	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
施行規則上の答弁書の提出	意規 19④⑧、商規 22④⑥	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
第 1 回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
弁駁書の提出	意規 19④⑧、商規 22④⑥	弁駁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
意見書の提出(意見の申立て)	意 52、商 56①、商 68④、商附 17①	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
参加申請に対する意見書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日※	25 日	
審尋書に対する回答書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	審尋書の発送日	15 日又は 30 日※程度	25 日程度	
命令による方式補正	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	指令書の発送日 イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 (委任者又は代理人が複数) ハ. その他の方式違反	10 日又は 25 日※ 10 日又は 25 日※ (20 日又は 35 日※) 20 日又は 35 日※	10 日 20 日 30 日 20 日	
	意 52	指令書の発送日 請求理由の記載要件違反	30 日又は 45 日※	30 日	
同意回答書の提出	意 52、意規 19⑥	同意確認通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	

弁明書	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	却下理由通知の発送日	20 日	20 日	
命令おける受継のための期間	意 68②、商 77②、商附 27②	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規 19、商規 22⑧	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意 52、意 58②、③、 商 28③ 、商 43 の 145①、商 56①、商 62①、②、商 68④、商附 17①、商附 27②、商附 23	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注 1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注 2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 R5.12)

(訂正 R7.3)

25—01.4 P

特許異議の申立ての指定期間

特許異議の申立てにおいて、法律及び省令の規定により審判長が指定する期間（指定期間）について、標準的な指定期間（標準指定期間）を以下のとおり定める。

なお、特許異議の申立てについての確定した決定に対する再審についても同様とする。

1. 標準指定期間

- (1) 取消理由通知（決定の予告として行うものを含む）に対する特許権者の意見書の提出期間（特 § 120 の 5①）は、国内居住者の場合は 60 日、在外者の場合は 90 日とする。
- (2) 特許権者の訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出期間（特 § 120 の 5⑤）は、国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 50 日とする。
- (3) 訂正拒絶理由通知に対する特許権者の意見書の提出期間（特 § 120 の 5⑥）は、国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 50 日とする。
- (4) 手続をする者又はその代理人が日本国内の遠隔又は交通不便の地（→25—01 の別表）にある場合の指定期間は、上記(1)～(3)の各期間の国内居住者に対する指定期間に 15 日を加える。
- (5) 審尋—~~(特 § 134④)~~に対する回答書の提出期間 (特 § 120 の 8①→特 § 134④) は、国内居住者の場合は 15 日程度、在外者の場合は 25 日程度とする。
- (6) 参加申請について当事者等が意見を述べる期間 (特 § 119②→特 § 149②)、方式要件違反の場合の補正命令に対する応答期間 (特 § 120 の 8①→特 § 133①、②)、却下理由通知に対する弁明書提出期間 (特 § 18 の 2②、特 § 120 の 8①→特 § 133 の 2②)、手続の受継のための指定期間 (特 § 23①)（→25—01.2 の 1. (3)イ～エ）

2. 既に指定した期間の請求又は職権による延長（→25—04）

（追加 H27.2）

（訂正 R7.3）

25—01.5 P 主要期間一覧（3）（特許異議）

（特許異議の申立て）

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
特許異議の申立て	113①	特許掲載公報の発行日	6 月	6 月	
再審の請求	173①	取消決定確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
取消決定に対する訴え	178③	取消決定の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
訂正請求書の提出	120 の 5②	120 の 5①、 <u>174①</u>	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 5①	120 の 5①、 <u>174①</u>	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日
		120 の 5⑥、 <u>174①</u>	訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日
意見書の提出（意見の申立て）	120 の 5①、 <u>174①</u>	取消理由通知の発送日	60 日又は 75 日 ※	90 日	
	120 の 5⑥、 <u>174①</u>	訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
	<u>120、150⑤、174①</u>	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出	120 の 5⑤、 <u>174①</u>	取消理由を記載した書面の発送日	30 日又は 45 日 ※	50 日	
参加申請に対する意見書の提出	119②、 <u>149②、174①</u>	参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日 ※	25 日	
審尋書に対する回答書の提出	120 の 8①、 <u>134④、174①</u>	審尋書の発送日	15 日又は 30 日 ※程度	25 日程度	
命令による方式補正	120 の 5⑨、120 の 8①、 <u>133①、②、174①</u>	指令書の発送日 イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ハ. 申立ての理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	10 日又は 25 日 ※ 10 日又は 25 日 ※ 20 日又は 35 日 ※ 30 日又は 45 日 ※ 20 日又は 35 日 ※	10 日 20 日 30 日 30 日 20 日	
弁明書	<u>18 の 2②、120 の 8①、133 の 2②、174①</u>	却下理由通知の発送日	20 日	20 日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規 50③ただし書、規 50 の 8①、規 58 の 2①ただし書、規 58 の 17、規 60①など	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	120 の 8①、174①	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注 1. ※は日本国内の遠隔又交通不便地居住者のため。
注 2. (職)は職権延長、(附)は附加期間

(追加 H27. 2)

(訂正 R7. 3)

25—04 P U D T

期間の延長・期日の変更

1. 期間の延長一般

法定期間及び指定期間は、請求 により 又は職権 でにより 延長することができる。

期間の延長請求は、本来の法定期間、指定期間の満了前にしなければならず、本来の期間の満了日が休日に当たるときは、その翌日にすることができる。

2. 法定期間の延長

- (1) 法定期間の延長は、手続をする者（手続者） また又 はその代理人が遠隔又は交通不便の地（→25—01 の別表）に居住するときは、次の期間に限り職権で延長することができる。

ア 再審の請求（特 § 173①、意 § 58①、商 § 61、§ 68⑤）についての期間 15 日

イ 審判における補正却下後の新出願（意 § 50①、商 § 55 の 2④③）についての期間— 15 日

拒絶査定不服審判の請求期間（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①）、補正却下決定不服審判の請求期間（意 § 47①、商 § 45①）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（特 § 121②、意 § 46②、意 § 47②→ § 46②、商 § 44②、商 § 45②→ § 44②）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意 § 50①、商 § 55 の 2③）は延長することができる（意 § 17 の 4②、商 § 17 の 2②）。

- (2) 手続 をする 者が在外者のときは、次の期間に限り認めることができる。

ア 特許出願の拒絶査定不服審判の請求（特 § 121①）についての期間（存続期

間の延長登録出願の拒絶査定不服審判についての期間を除く） 1 月

アイ 再審の請求（特 § 173①、意 § 58①、商 § 61、§ 68⑤）についての期間 60 日

ウ 審査段階の補正却下に限る審判における補正却下後の新出願（意 § 50①、商 § 55 の 2③意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2④）についての期間 60 日

エ 商標登録の登録異議申立書について要旨を変更する補正が可能な期間（商 § 43 の 4②ただし書き） 60 日

イ 意匠出願及び商標出願の拒絶査定不服審判の請求期間（意 § 46①、商 § 44①）、補正却下決定不服審判の請求期間（意 § 47①、商 § 45①）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（特 § 121②、意 § 46②、意 § 47②→§ 46②、商 § 44②、商 § 45②→§ 44②）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意 § 50①、商 § 55 の 2③）は延長することができる（意 § 17 の 4②、商 § 17 の 2②）。

3. 指定期間の延長

指定期間の延長は、請求により又は職権で行う（特 § 5①、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）。

(1) 手続者の請求による延長

ア 請求による延長一般（以下のイ、ウを除く）

請求による延長は、在外者が意見書（特許法第 48 条の 7 に規定するものを除く。）、~~答弁書（裁定の場合に限る。）~~、審尋により実験成績証明書又はひな形・見本等を提出するために指定された期間に限り認めることができる。

なお、特定の手続（→25—01 の I の 1. (1) 及び (2)）において、手続を~~する~~者及びその代理人の責めに帰することができないと認めるときは、国内居住者、在外者の区別なく、必要な期間の延長を認めることができる（→25—01 の I の 1. (56)）。

イ 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおけ

る手続者の請求による指定期間の延長は原則として行わないこととしつつ、例えば、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たす場合には、請求による延長を行うことができる。延長すべき期間は、標準指定期間に20日を加える延長をおおむねの限度とし、必ずしも請求されたとおりの期間を延長する必要はない。

(ア) その指定期間を経過した後は、重要な攻撃防御に係る手続をすることが法律上禁止されるような指定期間についての延長請求であること。

具体的には、「訂正の請求」（特§134の2①、特§120の5②）及び「訂正請求書に添付した訂正明細書等の補正」（特§17の5①②）が、その期間内に限って認められているような指定期間、すなわち、特許法及び旧実用新案法の無効審判における法定の答弁書提出期間、審決の予告に対する訂正の請求のための指定期間、無効理由通知への応答期間、特許異議の申立ての取消理由通知への応答期間、訂正の請求についての訂正拒絶理由通知への応答期間、再係属時の訂正の請求のために指定された期間についての延長請求に限られる。

(イ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、所定の手数料（特§195①一、実§54①一、意§67①三、商§76①二）を支払って期間延長請求書（特施規§4の2②（様式3）、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）を提出するとともに、当該期間延長請求書の「請求の内容」の欄において以下の事項を記載したこと。

- a 期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由（手続者及び代理人の責めに帰することができない理由や客観的に判断可能な理由）。
- b 請求する延長期間の特定。
- c 請求する延長期間が合理的なものである具体的理由。

ウ 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判における拒絶理由通知及び審尋に対する指定期間の請求による延長は、原則として行わないこととしつつ、以下の(ア)及び(イ)のときは認める。

(ア) 特許出願

以下のa、bのいずれかの要件を満たすときは認める。

- a 拒絶理由通知書等で示された引用文献に記載された発明との対比実験

データの取得

b 審判手続書類の翻訳

延長する期間は1請求あたり最大1か月とし、国内居住者はaについて1回のみ、在外者は最大3回まで延長を認める。ただし、aについては1回のみ延長を認める。

ただし、手続者は指定期間の経過前（在外者が2回目以降の請求を行うときは延長された指定期間の経過前）に十分な余裕を持って期間延長請求書を提出する。

(イ) 意匠・商標出願

在外者に限り最大1か月の延長を認める。

エ 早期審理対象事件

早期審理対象事件として選定された特許の事件において、応答期間延長の請求がされたときは原則として早期審理の対象として扱わず、通常の事件と同様に扱う。

(2) 職権による延長

ア 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおいては、指定期間の職権による延長は原則行わない。ただし、以下の(ア)又は(イ)のときにおいて所定の要件を満たすときに限り、指定期間を職権で延長することができる。

(ア) 標準指定期間より短い指定期間だったとき

以下のa及びbを満足するとき、延長後の指定期間は標準指定期間を限度として、期間延長を行うことができる。

a 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、標準指定期間程度の期間が必要である合理的かつ具体的な理由を示した上申書が提出されたこと。

b 上申書等の内容からみて、標準指定期間程度の指定期間とすることが相当であったと認められること。

(イ) 証拠等の量や性質に起因して長期の応答期間を要するとき

以下のa～cを満足するとき、標準指定期間に30日を加える延長をおおむねの限度として期間延長をすることができる（ただし、商標登録取消審判

については、被請求人が在外者の場合において、国内の使用権者等への連絡、当該使用権者と被請求人（権利者）との関係を明らかにする証拠の収集等、在内地と比較して相当の期間を要する合理的な事情があるときは、第 1 回目の法定の答弁書提出のための指定期間は、標準指定期間に 50 日を加える期間をおおむねの限度とする。）。。

- a 「自己提示の証拠の収集」のときは、指定期間に実験成績証明書その他の証拠を提出する必要性と、証拠収集活動に極めて長い期間を要する必然性の双方が認められること。「相手方又は特許異議申立人提示の証拠の分析」のときは、相手方又は特許異議申立人が提示した証拠の量が膨大（数百頁）であったり、証拠の性質が極めて複雑高度であり、その証拠の分析と防御方法の準備に極めて長い期間を要する必然性が存在すること。
- b 「自己提示の証拠の収集」のときにおける無効審判請求人の応答期間（弁駁機会等）の延長については、請求理由の補正の制限に違反する証拠の提出を目的とするものでないこと。
- c 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、以下の事項を記載した上申書を提出したこと。
 - ・ 期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由。
 - ・ 必要とする延長期間の特定。
 - ・ 必要とする延長期間が合理的なものである具体的な理由。

(3) 請求延長と職権延長とは、重ねては行わず、いずれか満了日の遅い方とする。

(4) 指定期間の延長のための特許庁に対する手続及び庁内事務

ア 上記(1)イの期間延長請求書、及び上記(2)イを目的とする上申書は、「特許庁審判長」宛とし、郵送又は特許庁受付窓口に指定期間の経過前に十分な余裕をもって提出する。

イ 期間延長に係る上申書又は期間延長請求書が提出されたときは、審判書記官は直ちに当該上申書又は期間延長請求書を審判長に送付し、期間延長の可否についての判断を仰ぐ。

ウ 期間延長を認めるときは、手続者にその旨を通知し、以後、延長された期間に基づいて期間管理を行う。なお、当該期間の延長が明細書等の訂正を請

求することができる期間の延長と関連がない場合は、期間延長を認めるときであっても、電話や電子メール等による連絡のみも可である。

エ 期間延長を認めないときは、審判書記官は、手続者に対し、その旨の電話連絡をした上で、応答期間を延長しない旨を通知する。

4. 附加期間

審決等に対する訴えについての不変期間に附加期間を定めることができ（特 § 178⑤、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②、§ 68⑤）、審判長が職権で、遠隔又は交通不便の地に居住する者について定めている（→25—01 の別表の地の居住者は 15 日、在外者は 90 日）。その期間は、延長期間と同様に本来の期間と一体となる。

5. 期日の変更

審判長は、特許法の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる（特 § 5②、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）。

上記の期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない（特施規 § 4 の 2③、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

以下の(1)、(2)のときはやむを得ない事由があるときを除き、許してはならない（特施規 § 4 の 2④、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

(1) 当事者の一方に代理人が複数いる場合に、その一部の代理人について変更の事由が生じたとき

(2) 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたとき

6. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく延長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにし

たものであって、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震が、特定非常災害に指定された際は、特許庁に対する手続に関し、特に大きな被害を受けたために本来の期間内に所定の手続ができなくなった者を対象に、法定期間及び指定期間の延長の措置が図られた。

指定期間については、手続が可能となり次第、手続ができなかった事情を説明する文書を添付して速やかに手続を行うことにより、有効な手続として取り扱った。

法定期間については、その手続期間の満了日を平成 24 年 3 月 31 日を限度として延長する措置を受けた。

延長対象となった審判関連の主な手続は以下のとおりである。

(1) 拒絶査定不服審判の請求

（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①、§ 68④、商附則 § 13）

(2) 訂正審判の請求

（特 § 126②）

(3) 訂正請求の申立て

（特 § 134 の 3）

(4) 再審の請求

（特 § 171①、§ 172①、実 § 42①、§ 43①、意 § 53①、§ 54①、商 § 57①、§ 58①、§ 68⑤、商附則 § 18）

(5) 補正却下決定不服審判の請求

（意 § 47①、商 § 45①、§ 68④）

(6) 商標登録異議申立書の補正

（商 § 43 の 4②、§ 68④）

今後、大規模災害が発生し、特定非常災害に指定されたときは、同様の措置がとられることになると解される。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 3）

47—01 P U D T

審判等の費用の負担

1. 無効審判に関する費用の負担の原則

特許（登録）無効審判、商標登録取消審判に関する費用の負担は、合議体が審判をもって（結論中に記載して）、職権で定める。ただし、審判が審決によらないで終了するとき（審判請求の取下げ、特 § 133③の却下など）は、審判による決定をもって定める（特 § 169①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）こととなっているが、このような場合は、請求人側の負担になるのであるから、実務上は決定を行わない。

負担の原則は、特 § 169②（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）によって準用される民訴 § 61 により敗者負担と定められているが、民訴 § 62、§ 63 の例外（→ 2. ）が認められている。

2. 無効審判に関する費用の負担の例外（勝者の負担）

(1) 勝者となった当事者の不必要な行為によって生じた費用の全部又は一部を、勝者となった当事者に負担させることができ、敗者となった当事者の行為によって生じた費用であっても、その行為が、敗者側の権利の伸長又は防御に必要なものであるときは、それを勝者となった当事者に負担させることができる（民訴 § 62）。

ア 証人尋問の結果、証人が立証を必要とした事項と全く無関係の者であることが判明した場合などには、その証人尋問に要した費用を、前記不必要な行為によって生じた費用と認めて、証人尋問を申請した当事者が勝者となった場合であっても、その者に、その費用を負担させることができる。

イ 訂正請求により特許に係る請求項のうち無効審判の対象となっている請求項が全て削除された場合には、無効審判の対象が存在なくなり、当該無効審判が却下されるので、勝者である権利者側にその費用を請求負担させても

良いと考えられる。

ウ 公知の発明と同一であることを理由とする特許無効審判の請求後に、その特許発明の特許請求の範囲が、訂正審判により訂正された結果、前記無効理由が消滅した場合は、民訴 § 62 後段を適用して、勝者である被請求人に、その費用を負担させても良いと考えられる。

(2) 勝者となった当事者の責に帰すべき事由によって、審理を遅延させ、それにより余分の費用を要した場合は、その費用を勝者となった当事者に負担させることができる（民訴 § 63）。

3. 無効審判における特殊な場合の費用の負担

(1) 一部無効

全部無効の請求に対して、一部無効の審決をするときには、審判の費用を両当事者に分担させ、その分担割合を審決で定めることができ、費用の全部を当事者の一方に負担させることもできる（民訴 § 64）（文例→45—04）。

(2) 共同審判

ア この場合は、敗者となった共同当事者に、平等の割合をもって負担させるのが原則であるが、それを連帯して負担させても良く、他の方法で負担させても良い（民訴 § 65①）。

イ 審判の請求が、甲、乙によって共同してされた場合において、甲が請求人適格を有しないものであり、乙のみによる請求を理由があるものとするときには、甲と被請求人との間に生じた費用は、甲の負担とし、その他の費用は、敗者となった被請求人の負担とする。

ウ 共同審判においても権利の伸長又は防御に必要でなかった行為によって生じた費用は、その行為をした者に負担させることができる（民訴 § 65②）。

(3) 参加

参加申請に対して、当事者から反対意見があった場合には、その参加申請人と反対意見を述べた者との間において、それによって生じた費用を敗者負担の原則で負担させる（民訴 § 66 前段）。

参加によって生じた費用の負担は、共同審判の場合と同様であり（民訴 § 66 後段）、審決をもって定めるが、参加申請の反対意見により生じた費用の負担

は、参加許否の決定に際し、その結論中に記載して定める。

(4) 利害関係

審判請求の利害関係について当事者間に争いがある、そのための証拠調べなどに費用を要したときには、その費用の負担は、利害関係について争った当事者のみの間において、本案審理における勝敗とは別に、その争いの勝敗により定めることができる。

(5) 代理人

代理権を証明することができない審判の請求についての費用は、その代理人の負担とする（民訴 § 69②、§ 70）。

（裁判例）

甲、乙、2名の共同訴訟において、甲についての代理権は証することができたが、乙についての代理権を証することができないため、その代理人が乙の負担分を負担すべきものとされた（東高判昭 33.6.17（昭 32（行ナ）12号））。

4. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判、訂正審判等に関する費用の負担

拒絶査定不服審判、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判、訂正審判に関する費用は請求人の負担であり（特 § 169③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、特許異議の申立て、商標登録異議の申立てに関する費用は、異議についての決定の結論にかかわらず、申立人の負担と定められている（特 § 120 の 8①、商 § 43 の 15①→特 § 169③）。

また、それらの請求、申立てが共同でされた場合は、各請求人、申立人が平等の割合で負担する（特 § 169④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

5. 判定に関する費用の負担

判定に関する費用の負担については、何も規定がないが、各当事者が支出した費用は、その当事者の負担とし、判定の結論には、費用の負担については判断を示さない。

（改訂 H27. 2）

（訂正 R7. 3）

58—01 P U D T

判定の手續

1. 判定請求の対象

判定請求の対象は、特許発明の技術的範囲等（→58—00 の 1. ）である（特 § 71①、実 § 26→特 § 71①、意 § 25①、商 § 28①、商 § 68③→商 § 28①）。本節は、特許権に係る判定を中心に説明する。

2. 判定の当事者

(1) 当事者と請求の利益

判定の結果は当事者に法的拘束力を及ぼすものではないから、判定請求においては、法律上の利害関係は必要でない。他方、判定請求においては、特許庁が、請求に応じて、特許発明の技術的範囲について公的な見解を表明することにより、法の目的に適合した発明の保護及び利用を図り、併せて紛争の未然の防止又は早期の解決に資するという判定制度の趣旨に応じた判定を請求する利益は必要である。したがって、判定請求書の請求の理由の欄においては、判定を請求する必要性を記載することにより、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益があることが明らかにされることが望ましい。

(2) 請求人と被請求人

判定請求には、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益が必要であるから、多くの場合、被請求人が存在し当事者対立構造をとる。ただし、被請求人が存在せず請求人のみを当事者とする場合でも、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益があれば判定を請求することは可能である。なお、判定請求において、被請求人とすべき者が存在するにもかかわらず、その者を秘し、又はイ号の実施者でない架空の相手方を表示して判定を受け、その判断を濫用することは、許されない（→58—03 の 1. (1)イ（オ）（カ））。

判定請求の態様の例としては、次のものがある。

ア 被請求人が存在し、当事者対立構造をとる例

- (ア) 特許権者が、現に第三者が実施し、又は実施していた技術について、その第三者を被請求人として判定を求める
- (イ) 特許権の利用関係を確認したい特許権者が、他の特許権者の特許発明について、その特許権者などを被請求人として判定を求める
- (ウ) 特許権者以外の者が、自己が実施し、又は実施しようとしている技術について、特許権者を被請求人として判定を求める
- (エ) 専用実施権者が、現に第三者が実施し、又は実施していた技術について、その第三者を被請求人として判定を求める
- (オ) 専用実施権者以外の者が、自己が実施し、又は実施しようとしている技術について、専用実施権者を被請求人として判定を求める

イ 被請求人が存在しない例

- (ア) 特許権者が、自己が実施している技術、あるいは実施しようとしている技術について、判定を求める
- (イ) 特許権者が、実施者が不明な技術について、判定を求める
- (ウ) 専用実施権者が、自己が実施している技術について、判定を求める
- (エ) 専用実施権者が、実施者が不明な技術について、判定を求める

3. 判定請求書

(1) 総論

請求人は、次に掲げる事項を記載した判定請求書を特許庁長官に提出しなければならない（特 § 71③→特 § 131①、特施規 § 39、実 § 26→特 § 71③、実施規 § 23⑨→特施規 § 39、意 § 25③→特 § 71③、意施規 § 19⑤→特施規 § 39、商 § 28③→特 § 71③、商 § 68③→ § 28③→特 § 71③、商施規 § 22④→特施規 § 39）。

一号 ~~判定請求事件の表示（→(2)）~~

二号 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人又は法人でない社団等にあつては代表者の氏名（→(3)）

二号 判定請求事件の表示（→(2)）

三号 請求の趣旨及びその理由（→(4)、(6)）

(2) 判定請求事件の表示

特許（登録）番号を用い、「特許第〇〇号判定請求事件」のように記載する（特施規 § 39、様式 57、備考 1）。

(3) 当事者の表示

ア 被請求人が存在するときは、必ず記載する。

ただし、被請求人が存在しないとき（→ 2. (2) イ）は、被請求人を記載する必要はない。（→ 被請求人が表示されていない理由が明らかでないとき、被請求人となるべき者を秘している疑いが強いときの取扱いについて、58—03 の 1. (1) イ（オ））

被請求人が権利者であるときは、判定請求書における被請求人の住所（居所）、氏名（名称）と登録原簿に記載された権利者の住所（居所）、氏名（名称）とが一致していることが必要である。

イ 請求人が権利者であるときも同様に、判定請求書における請求人の住所（居所）、氏名（名称）と登録原簿に記載された権利者の住所（居所）、氏名（名称）とが一致していることが必要である。

(4) 請求の趣旨の欄

特許権に係る判定では、請求の趣旨の欄は、一定の技術内容（これを通常イ号図面又はイ号説明書によって特定する。）が特許発明の技術的範囲に属するか属しないかのどちらか一方を特定して記載する。

これは、登録実用新案についても同様である。

登録意匠及びこれに類似する意匠に関しては、通常、イ号図面及びその説明書に示す意匠は、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）との判定を求める旨記載される。

登録商標に関しては、通常、商品「〇〇〇」に使用するイ号標章は、登録第〇〇号商標の商標権の効力の範囲に属する（属しない）との判定を求める旨記載される。

(5) イ号とその特定

ア イ号について

イ号とは、判定請求において、権利者の相手方があるときにはその相手方の実施する技術、及び権利者が相手方なしで判定を請求するときには権利者

の特許発明と対比される技術をいう。

イ号は、イ号図面、イ号説明書、イ号標章というように表示される。

判定請求一件につき、イ号は一つである。

イ イ号の特定

判定請求書においては、イ号を審判官が審理できる程度に十分に特定する必要がある。

イ号の実物が存在するときは、商品名、型番等により特定される。

また、イ号の技術的構成は、特許発明の請求項の記載と対応することが可能な程度に文章で特定される必要がある。その際、イ号と特許発明のカテゴリー（物又は方法）は一致させるようにする。

(6) 請求の理由の欄

「請求の理由」の欄には、判定を請求する必要性（→2.(1)）、出願から設定登録までの経緯（関連する審判請求、訴訟があればその事件番号等）、本件特許発明、イ号の技術的構成、それらの対比、イ号が本件の技術的範囲に属する（属しない）とする説明等を具体的に記述する。

(7) 証拠方法の欄

「証拠方法」の欄には、証拠の表示、立証の趣旨、証拠の説明などを記載する。また、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出する。

証拠として提出する文書が外国語で記載されている場合は、関連部分の訳文を添付する必要がある。

なお、必要な証拠は、請求時に全て提出することが望ましい。

また、文書の写し等が電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（DVD-R）をもって提出することができる（特施規 §50⑥、実施規 §23⑫、意施規 §19⑧、商施規 §22⑥）。この場合、提出する光ディスクは1枚でよい。（具体的な提出方法については、[特許庁ウェブサイト](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html)（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

4. 判定を請求できる時期

判定は、原則として、権利の設定登録後であれば請求することができる。

判定は、権利の消滅後も請求することができる。ただし、権利の消滅後 20 年を経過し、その時点でこの特許権に係る損害賠償請求権や告訴権などがすべて時効により消滅したとき又は審判事件が係属していないときには、この限りでない（特登施規 § 5）。

5. 登録原簿への記載など

判定請求があったときは、登録原簿の欄外にその旨が記載される。

(改訂 R5. 12) ~~→~~

(訂正 R7. 3)

67—05.3 P

意見書又は訂正請求書提出後の審理

1. 意見書又は訂正請求書の提出後等の審理

取消理由通知に対し、特許権者が意見書又は訂正請求書を提出した場合等は、提出された書類に応じて、以下のように審理する。

2. 意見書のみが提出された場合の審理

通知した取消理由に対して訂正請求書が提出されることなく意見書のみが提出された場合は、原則として、特許異議申立人に意見書の提出の機会を与えることなく審理する（適法な訂正請求があったときは、特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えなければならない：特 § 120 の 5⑤）。ただし、特許権者の主張により、合議体が特許を取り消すべきとした理由に疑義が生じたときは、特許異議申立人に対して審尋することができる（特 § 120 の 8①→特 § 134 ④）。

以上を踏まえて、合議体は、次のように取り扱う。

- (1) 特許を取り消すべきと判断したときは、原則として、取消理由通知（決定の予告）により訂正の機会を与える（→67—05.5）。
- (2) 特許を取り消すことができないと判断したときは、維持決定を行う。

3. 意見書も訂正請求書も提出されない場合の審理

意見書も訂正請求書も提出されない場合は、さらに取消理由通知（決定の予告）（→67—05.5）をしたとしても訂正請求書が提出されることが期待できないので、取消理由通知（決定の予告）をすることなく、特許を取り消すべき旨の決定（この章 67 において「取消決定」という。）をすることができる。

4. 訂正請求書が提出された場合の審理

(1) 訂正請求書の方式違反と補正

ア 訂正請求書が補正可能な方式違反の場合の取扱い

訂正請求書が、手数料不足、委任状不備又は専用実施権者等がいる場合における承諾書不備（特 § 120 の 5⑨→特 § 127）など方式に違反し、補正が可能なものに対して、自発的に補正がされないときは、審判長は特許権者に対し相当の期間（不備の内容により、標準 10 日から 30 日。→25—01.5）を指定して補正を命じる（特 § 120 の 5⑨→特 § 133①、特 § 120 の 8①→特 § 133②）。

訂正請求書の請求の趣旨及び理由が、記載要件（特 § 120 の 5⑨→特 § 131③、特施規 § 46 の 2②）を満たさないとき（例えば、特許異議の申立てが請求項ごとに請求されているのに、訂正の請求が請求項ごとに請求されていないときや、一群の請求項が正確に特定されていないとき（別の訂正単位とする求めに不備があるときを含む）、明細書又は図面の訂正と関係する全ての請求項が請求の対象とされていないときなど）は、審判長は、特許権者に対し相当の期間（標準 30 日→25—01.5）を指定して補正を命じる。

これらの補正を命じられた事項について、特許権者が必要な補正を行わないときは、審判長は決定をもって訂正請求書を却下する（特 § 120 の 5⑨→特 § 133③）。

特許権者は、訂正請求書の却下の決定に対して、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴えを提起することができる（特 § 178①）。

イ 補正をすることができない不適法な訂正請求の取扱い

方式違反が補正をすることができないものであるとき（期間経過後の請求など）は、特許権者に対し却下の理由を通知し、弁明書提出の機会を与え（特 § 120 の 8①→特 § 133 の 2②）た後に、審判長は決定をもって当該訂正の請求を却下する（特 § 120 の 8①→特 § 133 の 2①）。

特許権者は、訂正の請求の却下の決定（特 § 120 の 8→特 § 133 の 2①）に対して、行政不服審査法による不服申立て又は行政事件訴訟法による地方裁判所への訴えの提起をすることができる。

合議体は、訂正の請求の却下の決定をした事件について特許異議の申立てについての決定をするときは、その理由中に、訂正の請求が却下された旨を

記載する。

ウ 命令に応じた訂正請求書の補正の取扱い

訂正請求書の補正は、請求の理由以外は、その要旨を変更するものであってはならないが、補正を命じられた事項についてする補正は、訂正請求書の要旨を変更する補正であっても、当該補正命令に応じる場合に限り認められる（特 § 120 の 5⑨→特 § 131 の 2①三）。

(2) 訂正の請求の審理

ア 訂正の適否の判断

(ア) 特許請求の範囲に係る訂正の検討

訂正の請求が訂正要件を満たしているかの判断は、まず訂正事項ごとにそれぞれ訂正要件の適合性の判断をする。

〔訂正要件〕

- a 特 § 120 の 5②：訂正の目的（特許請求の範囲の減縮、誤記・誤訳の訂正、明瞭でない記載の釈明または他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものにする（書き下しをすること）のいずれか。）
- b 特 § 120 の 5⑨→特 § 126⑤：特許明細書等（誤記・誤訳の訂正の場合は当初明細書等）の範囲内訂正（新規事項禁止）
- c 特 § 120 の 5⑨→特 § 126⑥：特許請求の範囲の拡張・変更禁止
- d 特 § 120 の 5⑨→特 § 126⑦：独立特許要件（特許異議の申立てがされていない請求項に係るものであって、特許請求の範囲の減縮または誤記・誤訳の訂正を目的とするものに限る。）

最終的な訂正の適否の判断は、訂正が請求された単位に応じて行う。例えば、請求項ごとの請求については請求項ごとに、一群の請求項ごとの請求については一群の請求項ごとに、特許全体に対しての請求についてはその特許全体に対して、それぞれ訂正の適否の判断をする。

(イ) 明細書及び図面に係る訂正の検討

複数の請求項に関係する明細書又は図面についての訂正事項の適否の判断は、当該訂正事項が含まれる請求項（又は一群の請求項）についての請求ごとに行う。

イ 訂正の請求が訂正要件に適合しない場合の取扱い

訂正の請求が訂正要件（特 § 120 の 5②ただし書各号、特 § 120 の 5⑨→特 § 126⑤⑥⑦）に適合しないときは、訂正拒絶理由を通知する（特 § 120 の 5⑥）。

特に、特許異議の申立てがされていない請求項の訂正の請求については、独立特許要件（特 § 120 の 5⑨→特 § 126⑦）に適合しないときにも、訂正拒絶理由を通知することに留意する（→67—05.2 の 1. (2)ウ）。

(3) 訂正拒絶理由通知に対する特許権者の応答

ア 訂正拒絶理由通知に対しては、意見書の提出及び訂正請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（この節 67—05.3 において「訂正明細書等」という。）についての補正をすることができる（特 § 120 の 5⑥、§ 17 の 5①）。専用実施権者等があるときは、補正をすることについてこれらの者の承諾が必要である（特 § 120 の 5⑨→特 § 127）。

イ 訂正拒絶理由通知に対しては、訂正事項の削除、軽微な瑕疵の補正等、訂正請求書の要旨を変更しないものであれば補正をすることができる。

訂正審判の請求書の補正と同様に、新たに訂正事項を加えることや、訂正事項を変更することは、訂正請求書の要旨を変更するものとして取り扱う。

ただし、①ある請求項の訂正事項を当該請求項の削除という訂正事項に変更する補正及びそれに整合させるための訂正明細書等についての訂正事項の補正、並びに②請求項の削除という訂正事項を追加する補正及びそれに整合させるための訂正明細書等についての訂正事項の補正は、訂正請求書の請求の趣旨の要旨を変更するものとは取り扱わない（→54—05.1 の 2.）。

ウ 訂正拒絶理由通知に対する意見書及び補正書を検討した結果、依然として訂正の請求が訂正要件に適合していないと判断したときは、当該訂正を認めず審理し、一方、訂正の請求が訂正要件に適合すると判断したときは、当該訂正を認めた上で、審理する。

(4) 訂正請求書、訂正明細書等の補正ができる期間

訂正請求書は、事件が特許庁に係属している場合に限り、補正をすることができる（特 § 17①）。ただし、訂正請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正は、以下に掲げる期間に限ってするこ

とができる（特 § 17 の 5①）。

ア 取消理由通知（決定の予告として行う取消理由通知を含む）に対する意見書提出期間（標準 60 日（在外者 90 日）→25—01.4）（特 § 120 の 5①）

イ 訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間（標準 30 日（在外者 50 日）→25—01.4）（特 § 120 の 5⑥）

訂正明細書等は、訂正請求書の請求の趣旨と一体のものであり、両者を同時に補正しなければならないので、訂正請求書の補正をすることができる時期は、事実上、訂正明細書等の補正をすることができる時期と同じく取消理由通知又は訂正拒絶理由通知に対する指定期間に限られる。

（改訂 H30.9）

（訂正 R7.3）